

山形県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		3.8E-3	1.5E-1	2.5E+1	24.7
64	エトフェンプロックス	1.0E+1	6.2E+0	8.8E+0	5.5E+0	30.9
117	テブコナゾール				2.1E+0	2.1
139	トラロメトリン			8.9E-1	6.8E-1	1.6
140	フェンプロパトリン			1.2E+0		1.2
153	テトラメトリン	9.1E+1	4.4E+0	1.1E+2		207.8
181	ジクロロベンゼン	1.8E+2	9.4E+1			274.9
225	トリクロロホン		3.2E+0			3.2
248	ダイアジノン		3.0E-1			0.3
251	フェニトロチオン		7.5E+1	1.5E+0		76.4
252	フェンチオン	2.0E+0	2.9E+1	2.0E+0		32.6
256	デカン酸				3.4E-2	0.0
350	ペルメトリン	1.7E+1	1.9E+1	1.8E+1	1.9E+1	73.1
405	ほう素化合物		3.5E-1	1.5E+1	9.6E-1	16.5
427	カルバリル			8.1E+1		80.9
428	フェノブカルブ			5.0E+1	5.9E+1	109.7
457	ジクロロボス	3.6E+1	3.2E+2			359.2
合 計		3.4E+2	5.5E+2	2.9E+2	1.1E+2	1295.2

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等